

日常生活

紙おむつ等の支給

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

65 歳未満の重度の障がいのある方に、紙おむつを支給します。

対象になる方

次のすべてに該当する、在宅・入院中の常時失禁状態の方

[年 齢] 2 歳以上 65 歳未満

[手 帳] 身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、戦傷病者手帳第 2 項症以上

[その他] 板橋区心身障害者福祉手当又は板橋区児童育成手当（障害手当）の受給者

対象にならない方

他の制度の適用を受け、紙おむつ等の支給を受けている方

支給金額

月額 9,000 円を限度（上限を超えて注文した分は自己負担となります）

支給対象品目

紙おむつ（フラット型・テープ型・パンツ式）、尿取りパッド、おしりふき

支給方法

カタログ掲載品から希望の商品を注文し、1 ヶ月に 1 回、区と契約した事業者が、利用者の自宅等に紙おむつ類を配送します。

※注文受付日によって、配送の開始日が異なります。

寝具洗濯乾燥

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

65 歳未満の在宅障がい者で、日照条件かつ介護内容・生活環境等により寝具の乾燥が困難な状態にある方の身边を清潔に保つために寝具の水洗い・丸洗い・乾燥消毒をします。

対象になる方

次のいずれかに該当する、日照状態等生活環境により寝具を干すことができない方

・身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、戦傷病者手帳第 2 項症以上

・脳性まひ・進行性筋萎縮症、心身障害者福祉手当の支給対象となる区指定の難病

申請手続

障害者手帳（難病の方は、医療受給者証又は医療券又は診断書）を持参のうえ、障がいサービス課障がい相談係までお越しください。

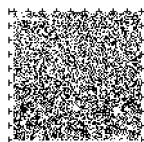
理美容師派遣サービス

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

東京都の重度心身障害者手当の受給者に、理美容券（2 ヶ月につき 1 枚）を交付します。理容師・美容師が自宅へ出張して、理髪・美容のサービスを提供します。

申請手続

障害者手帳を持参のうえ、障がいサービス課障がい相談係までお越しください。



板橋区緊急保護事業（赤塚ホーム）

問合 赤塚ホーム ☎ 5383-5631 FAX5383-7551

介護者等の怪我や病気など、一時的に介護できない場合に赤塚ホームで介護を行います（介護者の休養で利用できる場合もあります）。

対象になる方

満1歳以上 65歳未満の身体障害者手帳・愛の手帳所持者（利用者の状態により利用できない場合があります）

利用手続

事前利用登録が必要です。また、利用は予約制です。

重度脳性麻痺者介護事業

問合 所管の障がいサービス課地域支援係（14・15 ページ参照）

一人で屋外活動をすることが困難な 20 歳以上の重度の脳性麻痺者の方を対象に、月 12 日以内の介護券を交付します。

※特別な場合を除き介護給付（66 ページ参照）との併給はできません。

在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

重症心身障害児（者）及び医療的ケア児で、医療的ケアや発達・療育支援が必要とされる方及びその家族の支援のために、看護師を派遣します。

重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業

問合 障がいサービス課障がい児支援係 ☎ 3579-2148

FAX 3579-2364

医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等を介護する家族のレスパイト（休息）のために、看護師を派遣します。

医療的ケア児等の家族の就労等支援事業

問合 障がいサービス課障がい児支援係 ☎ 3579-2148

FAX 3579-2364

医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等を介護する家族の就労等のために、看護師を派遣します。

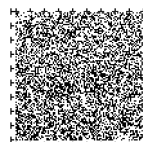
高齢者等配食サービス事業

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362

FAX 3579-2364

障がいのある方を対象に、板橋区の登録配食事業者が栄養バランスのとれた食事を届け、利用者の皆様の安否確認を行います。安否確認が取れない際に、緊急連絡先（親族等）や、区への連絡、場合により警察、消防への通報を行います。

※食事は全額自己負担になります。



家具転倒防止器具取付費用の助成

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

震災等の緊急事態に備えて、家具転倒防止器具を取り付ける費用を助成します。

対象になる方

65歳未満の身体障害者手帳1～4級所持者、愛の手帳1～4度所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、難病患者のみの世帯

119番ファクシミリ通報

問合 板橋消防署 ☎ 3964-0119
志村消防署 ☎ 5398-0119

119番ファクシミリ通報は、ファクシミリから「119」をダイヤルし送信することで緊急通報ができます。どなたでも利用でき、事前の登録は必要ありません。

※緊急時に使いやすい「通報カード」は東京消防庁のホームページからダウンロードできます。

※「緊急ネット通報」については、95ページをご覧ください。

緊急通報システム機器の設置

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

自宅内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、ペンダント又は専用通報器を押すことにより、民間緊急通報システムの受信センターに通報できます。受信センターには、看護師等が24時間体制で待機しており、緊急と判断した場合には119番通報と同時に、警備会社が自宅に駆けつけます。

対象になる方

- ①障がい者のみ、又は障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②身体障害者手帳1～2級所持者又は難病の方（18歳以上）。ただし、手帳所持者が65歳以上の場合で高齢者緊急通報システムの対象者は利用できません。必ず本制度の申請前に長寿社会推進課高齢者相談係（☎ 3579-2464）に利用可否を確認してください。
- ③現に自宅に電話を設置しているか、又は設置する見込みがあること

鍵の管理

緊急時に警備会社や救急隊員が自宅に駆けつけるため、警備会社に自宅の鍵を預ける必要があります。

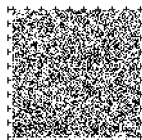
図書等の宅配・郵送サービス

問合 区内図書館（清水図書館を除く）

心身の障がい等により図書館への来館が困難な方に、ご希望の図書、カセットテープ、CDを配達・回収又は郵送します。貸出期間は30日です。

対象になる方

区内在住の下肢障がい1～3級又は内部障がい1～3級、視覚障がい1～2級、要介護3～5、心身の障がい等により、本人が来館して図書館のサービスを受けることが困難な方



「広報いたばし」無料送付サービス

問合 広聴広報課広報係 ☎ 3579-2022
FAX 3579-2028

第1～4土曜日（一部の合併号を除く）に発行している「広報いたばし」は、新聞折り込みのほか、区施設、区内各駅の配布スタンド・区内公衆浴場・区内コンビニエンスストア（セブンイレブン・ファミリーマート）などで入手できます。また、区ホームページからもご覧になれます。これらの方法による入手が困難な方を対象に、無料送付サービスを行っています。

対象になる方

次の全ての要件を満たす方

- ①区内在住
 - ②新聞（朝日・産経・東京・日経・毎日・読売）を未購読
 - ③高齢・障がいなどにより施設に取りにいくことが困難
 - ④インターネットを使うことができない
- 詳しくは上記の担当窓口までお問い合わせください。

青い鳥葉書の無償配付

問合 最寄りの郵便局

身体障害者手帳1・2級及び愛の手帳1・2度の方に年1回、4月下旬から5月末日頃までに郵便はがき20枚を無料で配付します。手帳と印鑑を、対象者の住所の配達を受け持つ郵便局（申込はお近くの郵便局でも受け付けます）に持参して申請してください（受付期間は4月1日から5月末日頃の予定）。

障がい者世帯のごみの戸別収集

問合 板橋東清掃事務所 ☎ 3969-3721 FAX 3969-6637
板橋西清掃事務所 ☎ 3936-7441 FAX 3935-9931

日々のごみの排出が困難な障がい者等宅のごみを戸別で収集します。世帯全員が介護保険の認定者又は障がい者である等一定の条件がありますので、詳しくは清掃事務所までお問い合わせください。

在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成

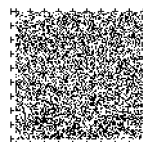
問合 所管の健康福祉センター（14・15ページ参照）

災害発生時、ライフライン停止により直ちに生命の危険が及ぶ可能性のある常時人工呼吸器使用者に対し、災害時個別支援計画を作成します。作成した計画は概ね年1回の更新（見直し）を行います。

在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置給付事業

問合 所管の健康福祉センター（14・15ページ参照）

在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を作成した方を対象に、非常用電源装置を給付します。他の施策や制度が該当する方は対象外です。給付上限額の設定がありますので、詳しくは、所管の健康福祉センターまでお問い合わせください。



避難行動要支援者名簿制度

問合 地域防災支援課地域防災係 ☎ 3579-2151
FAX 3963-0150

災害発生時に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）を地域全体で支援するため、「板橋区避難行動要支援者名簿」を作成しています。以下の（1）～（3）に該当する方については、板橋区から「板橋区避難行動要支援者名簿記載申請書兼外部提供同意確認書」をお送りしております。避難行動要支援者名簿制度の趣旨をご理解いただいた上で、個人情報の外部提供に「同意」し、上記「申請書兼外部提供同意確認書」を返送いただいた方が登録されます。同意いただいた方の名簿は、近隣の住民防災組織（町会・自治会）及び民生委員などの地域支援組織が保有し、災害発生時における安否確認などの支援に備えます。

※（1）～（3）に該当されていない方で、名簿への登録を希望される方は、個別に支援の可否などを協議いたしますので、地域防災支援課までご相談ください。

名簿記載対象者

- （1）身体障害者手帳１～３級の方
- （2）愛の手帳１～３度の方
- （3）要介護認定３～５を受けている方で、以下の（ア）～（エ）のいずれかに該当する方
 - （ア）（1）又は（2）の条件にあてはまる方と同居している方
 - （イ）ひとり暮らしである方
 - （ウ）他の世帯員が全て６５歳以上である方
 - （エ）他の世帯員が全て要介護３～５である方
- （4）上記以外で板橋区が避難の支援が必要と認めた方

防災情報の収集

問合 防災危機管理課危機管理係 ☎ 3579-2154
FAX 3963-0150

防災メール

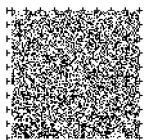
地震情報、各種気象警報、水位情報、雨量情報などを配信しています。登録は「itabashi@cousmail-entry.cous.jp」に空メールを送り（右の２次元コードで読み取り可能）、返信されてきたメールに添付された URL にアクセスすると、登録の設定ができます。

いたばし防災＋ポータル

板橋区公式ホームページとは別に防災情報専用のポータルサイトを開設しました。避難指示等の発令地域や避難所開設状況等を地図と一覧で確認することができます。

いたばし防災＋アプリ

「いたばし防災＋ポータル」と同程度の情報を確認できるとともに、板橋区が発信する緊急情報をプッシュ通知により、リアルタイムに受信できます。さらに、災害時に被害を発見した場合、写真を投稿することで、板橋区に被害報告ができます。



防災メール登録用
二次元コード



いたばし防災＋
ポータル用
二次元コード



いたばし防災＋アプリ用
二次元コード



ios 端末



Android 端末